

2016年6月7日

熊本地震被災者に対する入学金免除、授業料等の減免措置について

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学

このたびの熊本地震により被災された皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

2017年度入学予定者で、『熊本地震により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費負担者が居住して被災し、その家屋が全壊、焼失又は流失、あるいは学費負担者が死亡した等の被災者』（以下「被災者」という。）に対しては、経済的支援を図るため、入学金免除および、授業料減免の特別措置を講じます。

該当する被災者の方で本学受験を希望される場合は、入試センター（電話：072-446-7400 直通）までお問い合わせください。

被災者に対する特別措置の詳細については、下記のとおりです。

記

1. 対象地域の対象者

災害救助法の適用を受けた地域における被災者

2. 特別措置内容

- (1) 入学金の全額免除
- (2) 年間授業料等を半額に減免（初年次）
- (3) 関連グループが管理する学生用マンションを優先的に斡旋します。

3. 申請書類

- (1) 被災者特別措置申請書（様式1号）
- (2) 罹災証明書
地方公共団体（市町村）にて、ご確認ください。
また提出が困難な場合は、本学にご相談ください。
- (3) その他必要と認める書類

4. 免除または減免の対象となる授業料等

- (1) 入学金

被災者の2017年度新入生および編入学生の入学金については、**全額免除**となります。

(2) 授業料等

	授業料	実習費	施設・ 設備充実費	合計
一般入学生 (年間)	1,150,000 円	170,000 円	250,000 円	1,570,000 円
被災者学生 (年間)	575,000 円	85,000 円	125,000 円	785,000 円

※ 初年次の授業料等が減免の対象となります。

2年次以降については、家計状況等を勘案の上、本学独自の奨学金制度である「経済支援特別奨学金」枠を優先的に配慮します。

(3) 関連グループが管理する学生用マンションを優先的に斡旋します。

5. 上記以外に本学で利用できる奨学金制度

- (1) 大阪河崎リハビリテーション大学 経済支援特別奨学金制度
- (2) 日本学生支援機構 奨学金制度

<連絡先>

大阪河崎リハビリテーション大学

〒597-0104 大阪府貝塚市水間 158 番地

<http://www.kawasakigakuen.ac.jp/>

電話 072 (446) 7400 入試センター直通

E-mail:nyushi@kawasakigakuen.ac.jp